

7 骨子案(山梨県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号) ・介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【総則】従=従うべき基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	定義 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
参	指定介護予防サービスの事業の一般原則 (第3条)	

【介護予防訪問介護】

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	訪問介護員等の員数 (第5条)	
従	管理者 (第6条)	
参	設備に関する基準 (第7条)	
従・参	内容及び手続の説明及び同意 (第8条)	
従	提供拒否の禁止 (第9条)	
参	サービス提供困難時の対応 (第10条)	
参	受給資格等の確認 (第11条)	
参	要支援認定の申請に係る援助 (第12条)	
参	心身の状況等の把握 (第13条)	
参	介護予防支援事業者等との連携 (第14条)	
参	介護予防サービス費の支給を受けるための援助 (第15条)	
参	介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 (第16条)	
参	介護予防サービス計画等の変更の援助 (第17条)	
参	身分を証する書類の携行 (第18条)	
参	サービスの提供の記録 (第19条)	
参	利用料等の受領 (第20条)	
参	保険給付の請求のための証明書の交付 (第21条)	
従	同居家族に対するサービス提供の禁止 (第22条)	
参	利用者に関する市町村への通知 (第23条)	
参	緊急時等の対応 (第24条)	

参	管理者及びサービス提供責任者の責務（第25条）
参	運営規程（第26条）
参	介護等の総合的な提供（第27条）
参	勤務体制の確保等（第28条）
参	衛生管理等（第29条）
参	掲示（第30条）
従	秘密保持等（第31条）
参	広告（第32条）
参	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止（第33条）
参	苦情処理（第34条）
従	事故発生時の対応（第35条）
参	会計の区分（第36条）
参	記録の整備（第37条）
参	指定介護予防訪問介護の基本取扱方針（第38条）
参	指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針（第39条）
参	指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点（第40条）
一	以下「基準該当介護予防サービスに関する基準」
従	訪問介護員等の員数（第41条）
従	管理者（第42条）
参	設備及び備品等（第43条）
従	同居家族に対するサービス提供の制限（第44条）
従・参	準用（第45条）

【介護予防訪問入浴介護】

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第46条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業員の員数（第47条）	
従	管理者（第48条）	
参	設備に関する基準（第49条）	
参	利用料等の受領（第50条）	
参	緊急時等の対応（第51条）	
参	管理者の責務（第52条）	
参	運営規程（第53条）	

参	記録の整備（第54条）
従・参	準用（第55条）
参	指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針（第56条）
従・参	指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針（第57条）
—	以下「基準該当介護予防サービスに関する基準」
従	従業者の員数（第58条）
従	管理者（第59条）
参	設備及び備品等（第60条）
従・参	準用（第61条）

【介護予防訪問看護】

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第62条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	看護師等の員数（第63条）	
従	管理者（第64条）	
参	設備に関する基準（第65条）	
参	サービス提供困難時の対応（第66条）	
参	介護予防支援事業者等との連携（第67条）	
参	利用料等の受領（第69条）	
従	同居家族に対するサービス提供の禁止（第70条）	
参	緊急時等の対応（第71条）	
参	運営規程（第72条）	
参	記録の整備（第73条）	
従・参	準用（第74条）	
参	指定介護予防訪問看護の基本取扱方針（第75条）	
参	指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針（第76条）	
従・参	主治の医師との関係（第77条）	

【介護予防訪問リハビリテーション】

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第78条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	人員に関する基準（第79条）	
参	設備に関する基準（第80条）	

参	利用料等の受領（第81条）
参	運営規程（第82条）
参	記録の整備（第83条）
従・参	準用（第84条）
参	指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針（第85条）
参	指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針（第86条）

【介護予防居宅療養管理指導】

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第87条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	人員に関する基準（第88条）	
参	設備に関する基準（第89条）	
参	利用料等の受領（第90条）	
参	運営規程（第91条）	
参	記録の整備（第92条）	
従・参	準用（第93条）	
参	指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針（第94条）	
参	指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針（第95条）	

【介護予防通所介護】

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第96条）	<p>・非常災害対策（第104条・115条） 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>①非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>②避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の</p>
従	従業者の員数（第97条）	
従	管理者（第98条）	
参	設備に関する基準（第99条）	
参	利用料等の受領（第100条）	
参	運営規程（第101条）	
参	勤務体制の確保等（第102条）	
参	定員の遵守（第103条）	
参	非常災害対策（第104条）	
参	衛生管理等（第105条）	
参	記録の整備（第106条）	

従・参	準用（第107条）	<p>他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の運配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>・その他の基準</p> <p>その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
参	指定介護予防通所介護の基本取扱方針（第108条）	
参	指定介護予防通所介護の具体的取扱方針（第109条）	
参	指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点（第110条）	
参	安全管理体制等の確保（第111条）	
—	以下「基準該当介護予防サービスに関する基準」	
従	従業者の員数（第112条）	
従	管理者（第113条）	
参	設備及び備品等（第114条）	
従・参	準用（第115条）	

【介護予防通所リハビリテーション】

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第116条）	<p>・非常災害対策（第123条）</p> <p>【介護予防通所介護】に準じて独自基準を定める。</p> <p>・その他の基準</p> <p>その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	人員に関する基準（第117条）	
従・参	設備に関する基準（第118条）	
参	管理者等の責務（第119条）	
参	運営規程（第120条）	
参	衛生管理等（第121条）	
参	記録の整備（第122条）	
従・参	準用（第123条）	
参	指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針（第124条）	
参	指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針（第125条）	
参	指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点（第126条）	
参	安全管理体制等の確保（第127条）	

【介護予防短期入所生活介護】（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護等に関する基準を含む。）

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第128条）	<p>・非常災害対策（第142条・159条・185条）</p> <p>【介護予防通所介護】に準じて独自基準を定める。</p>
従	従業者の員数（第129条）	
従	管理者（第130条）	

標準	利用定員等（第131条）
従・参	設備及び備品等（第132条）
従・参	内容及び手続の説明及び同意（第133条）
参	指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了（第134条）
参	利用料等の受領（第135条）
従	身体的拘束等の禁止（第136条）
参	緊急時等の対応（第137条）
参	運営規程（第138条）
参	定員の遵守（第139条）
参	地域等との連携（第140条）
参	記録の整備（第141条）
従・参	準用（第142条）
参	指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針（第143条）
参	指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針（第144条）
従・参	介護（第145条）
参	食事（第146条）
参	機能訓練（第147条）
参	健康管理（第148条）
参	相談及び援助（第149条）
参	その他のサービスの提供（第150条）
—	以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
参	この節の趣旨（第151条）
参	基本方針（第152条）
従・参	設備及び備品等（第153条）
標準	準用（第154条）
参	利用料等の受領（第155条）
参	運営規程（第156条）
従・参	勤務体制の確保等（第157条）
参	定員の遵守（第158条）
従・参	準用（第159条）
参	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項（第160条）
従・参	介護（第161条）
参	食事（第162条）

・その他の基準

その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。

参	その他のサービスの提供（第163条）
参	準用（第164条）
一	以下「基準該当介護予防サービスに関する基準」
参	指定介護予防通所介護事業所等との併設（第179条）
従	従業者の員数（第180条）
従	管理者（第181条）
標準	利用定員等（第182条）
従・参	設備及び備品等（第183条）
参	指定介護予防通所介護事業所等との連携（第184条）
従・参	準用（第185条）

【介護予防短期入所療養介護】（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護等に関する基準を含む。）

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第186条）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策（第195条・210条） 【介護予防通所介護】に準じて独自基準を定める。 ・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	人員に関する基準（第187条）	
従・参	設備に関する基準（第188条）	
参	対象者（第189条）	
参	利用料等の受領（第190条）	
従	身体的拘束等の禁止（第191条）	
参	運営規程（第192条）	
参	定員の遵守（第193条）	
参	記録の整備（第194条）	
従・参	準用（第195条）	
参	指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針（第196条）	
参	指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針（第197条）	
従	診療の方針（第198条）	
参	機能訓練（第199条）	
従・参	看護及び医学的管理の下における介護（第200条）	
参	食事の提供（第201条）	
参	その他サービスの提供（第202条）	
一	以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」	
参	この節の趣旨（第203条）	

参	基本方針（第204条）
従・参	設備に関する基準（第205条）
参	利用料等の受領（第206条）
参	運営規程（第207条）
従・参	勤務体制の確保等（第208条）
参	定員の遵守（第209条）
従・参	準用（第210条）
参	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項（第211条）
従・参	看護及び医学的管理の下における介護（第212条）
参	食事（第213条）
参	その他のサービスの提供（第214条）
参	準用（第215条）

【介護予防特定施設入居者生活介護】（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護等に関する基準を含む。）

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第230条）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策（第245条・262条） 【介護予防通所介護】に準じて独自基準を定める。 ・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	従業員の員数（第231条）	
従	管理者（第232条）	
参	設備に関する基準（第233条）	
従・参	内容及び手続の説明及び契約の締結等（第234条）	
従・参	指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等（第235条）	
参	法定代理受領を受けるための利用者の同意（第236条）	
参	サービス提供の記録（第237条）	
参	利用料等の受領（第238条）	
従	身体拘束等の禁止（第239条）	
参	運営規程（第240条）	
参	勤務体制の確保等（第241条）	
参	協力医療機関（第242条）	
参	地域との連携等（第243条）	
参	記録の整備（第244条）	
従・参	準用（第245条）	
参	指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針（第246条）	

参	指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針（第247条）
参	介護（第248条）
参	健康管理（第249条）
参	相談及び援助（第250条）
参	利用者の家族との連携（第251条）
参	準用（第252条）
一	以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
参	趣旨（第253条）
参	基本方針（第254条）
従	従業員の員数（第255条）
従	管理者（第256条）
参	設備に関する基準（第257条）
従・参	内容及び手続の説明及び契約の締結等（第258条）
参	運営規程（第259条）
参	受託介護予防サービス事業者への委託（第260条）
参	記録の整備（第261条）
従・参	準用（第262条）
参	受託居宅サービスの提供（第263条）
参	準用（第264条）

【介護予防福祉用具貸与】

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第265条）参酌	・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	福祉用具専門相談員の員数（第266条）	
従	管理者（第267条）	
参	設備に関する基準（第268条）	
参	利用料等の受領（第269条）	
参	運営規程（第270条）	
参	適切な研修の機会の確保（第271条）	
参	福祉用具の取扱種目（第272条）	
参	衛生管理等（第273条）	
参	掲示及び目録の備付（第274条）	

参	記録の整備（第275条）
従・参	準用（第276条）
参	指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針（第277条）
参	指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針（第278条）
参	指定介護予防福祉用具貸与計画の作成（第278条の2）
－	以下「基準該当介護予防サービスに関する基準」
従	福祉用具専門相談員の員数（第279条）
従・参	準用（第280条）

【特定介護予防福祉用具販売】

基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第281条）	<ul style="list-style-type: none"> ・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	福祉用具専門相談員の員数（第282条）	
従	管理者（第283条）	
参	設備及び備品等（第284条）	
参	サービス提供の記録（第285条）	
参	販売費用の額等の受領（第286条）	
参	保険給付の申請に必要な書類の交付（第287条）	
参	記録の整備（第288条）	
従・参	準用（第289条）	
参	指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針（第290条）	
参	指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針（第291条）	
参	特定介護予防福祉用具販売計画の作成（第292条）	

【指定介護予防サービス事業者の法人格の有無】 従＝従うべき基準

基準	介護保険法施行規則	県の考え方
従	法第115条の2第3項の厚生労働省令で定める基準（第140条の17の2）	<ul style="list-style-type: none"> ・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。